

組合掲示板 掲載用



安全衛生に関するUAゼンセンや行政などの活動情報

UAゼンセン 安全衛生トピック

【2026年9月号】
発行：UAゼンセン労働条件局

2026年度標語 「大丈夫！」自分ルールは 事故の元
9月度標語 気を付けよう 心の傷も 労災です



第77回 全国労働衛生週間 ～ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場～

準備期間：9月1日(火)～30日(水) 本週間：10月1日(木)～7日(水)

主唱：厚生労働省、中央労働災害防止協会

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年より毎年実施しており、今年で77回目になります。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、またはストレスを感じる労働者が増加傾向にあります。過労死等を防止するために、働き方改革の推進と共に長時間労働による健康障害の防止対策、およびメンタルヘルス対策の推進が必要です。さらに、近年では 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり、治療と仕事の両立支援の取り組み、化学物質による健康障害を防止など、職場には多くの課題が存在しています。

労働災害のない、安心して働ける職場環境実現のため、労働組合として積極的に取り組みましょう。

全国労働衛生週間および準備期間中に実施する事項

6月に実施した「UAゼンセン 労働環境総点検チェックリスト」を振り返り、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組



全国労働衛生週間に実施する項目

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



管理体制の確立と 労働衛生3管理の推進

労働衛生活動の基本となるのは、「労働衛生3管理」(作業環境管理、作業管理、健康管理)に基づいた 労働者の作業負荷や健康リスクの低減です。これと併せて、労働衛生教育による労働者の知識の向上と意識の高揚を図ります。これらの取り組みを計画し、推進するのが衛生委員会の役割です。

事業場規模に係わらず、すべての事業場に安全衛生委員会を設置するとともに、労働組合も積極的に関与し、労使による自主的な活動を進めましょう。

実施要綱等の詳細については厚生労働省または中央労働災害防止協会HPをご覧ください
(厚労省)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74929.html
(中災防)<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/eisei/>

(厚生労働省)



(中央労働災害防止協会)



自殺予防週間

9月10日(木)～16日(水)



自殺対策基本法では、毎年9月10日～16日を自殺予防週間と定め、厚生労働省は、他省庁、地方公共団体、関係団体等と連携し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

近年、自殺者数は減少傾向にあります。2025年度は19,097名と統計開始以来初めて2万人を下回りました。とは言え、依然として多くの方が自ら命を絶つ状況であります。

また、2025年度(2024年7月～2025年6月)のUAゼンセン見舞金制度の給付実績によると、自ら命を絶たれている組合員は122名おり、2020年度以降、100名を超え続けています。

自殺の原因・動機は家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、交際問題、学校問題、その他に分類されていますが、これらの様々な要因が連鎖する中で起きてしていると分析されています(例えば、個人において家庭問題と勤務問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の健康問題が生ずるケースなど)。

このうち、勤務問題が関係している自殺者は2,397人で全体の約12%にあたります。勤務問題の自殺者の動機は「職場の人間関係」「仕事疲れ」「職場環境の変化」で全体の71%、年齢階層は40代～50代で全体の51%を占めています。

組合員にとって、職場の人間関係や環境変化、長時間労働による疲労などは精神的にかなりの負担になることが予測されます。労働組合としても、過重労働の撲滅、ハラスメント対策などの労働環境の改善に取り組み、相談窓口設置などのサポート体制の整備を進めましょう。

また、外部機関の臨床心理士と連携したUAゼンセン「こころの健康相談」というサービスもあります。ご活用ください。

こころの健康相談

臨床心理士による高度なサービス！
メンタルヘルスに関することから職場の人間関係やキャリアのこと、プライベートのお悩みまで幅広く対応いたします。

＼カウンセリング予約はメールから！／

スマートフォン対応 カウンセリング予約・メール相談

<https://tms-soudan.com/uazensen/>

電話 カウンセリング

事前予約制

相談時間 平日 10:00～12:00 14:00～20:00 延長45分
※土日・祝日・年末年始休業日を除く

面談 カウンセリング

事前予約制

年1回無料でご利用可能です。
2回目からは有料。
相談場所 全国の提携カウンセリング機関
※休日は提携機関に準ずる

メール相談

臨床心理士が、概ね3営業日以内に返信します。

予約・メール相談:24時間365日受付

健康増進普及強化月間

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 良い睡眠～健康寿命の延伸～

生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など、個人の生活習慣改善の重要性について、国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、厚生労働省では9月1日から30日までの1か月間を健康増進普及月間とし、食生活改善普及運動と連携して、種々の行事等が全国的に実施されます。

職場で働くすべての人の健康保持増進のために

安衛法第44条(定期健康診断)で、事業者は常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を行わなければならないと定められていますが、「常時使用する労働者」とは

- ①雇用期間の定めのない者
- ②契約期間が1年以上である者
- ③契約更新により1年以上引き続き使用されている者
- ④契約更新により1年以上使用されていることが予定されている者であり、かつ、その者の1週間の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間の3/4以上であること

と示されています。(通達「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日 基発第663号)および「同法律の一部を改正する法律の施行について」(平成19年10月1日 基発第1001016号))

UAゼンセンでは、職業生活における安全や健康のリスクは事業場規模に関係するものではないとし、職場で働くすべての労働者の健康保持増進のため、実施義務のない所定労働時間が通常労働者の3/4未満の短時間組合員についても定期健康診断およびストレスチェックの実施を求めています。

THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)で健康的な生活習慣の確立

平均寿命が長くなっていることは、近年の国民の健康水準の向上につながっています。一方で、人口の高齢化、社会生活環境の急激な変化等に伴い、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中などに代表される生活習慣病の増加が大きな問題となっています。

疾病の早期発見・早期治療も大切ですが、生活習慣を改善して健康を増進し、発病を予防する対策を推進することが重要視されており、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が求められます。

職場においては「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)に基づき、取り組みを進めていきましょう。